

時 言

飲食店の店長であった元従業員が過重な業務のため死亡したとして、会社及びその代表取締役の賠償責任を肯定した例

本号掲載の竹屋事件（津地判平29.1.30。以下「本件判決」）は、飲食店の店長だった元従業員が長時間労働等の過重な業務のために致死性不整脈により死亡したとして、当該元従業員の遺族が飲食店を経営する会社及びその代表者らに対し、損害賠償金等の支払いを求めて訴えた事案である。ちなみに、会社に対しては不法行為による損害賠償を、代表者らに対しては会社法429条1項に基づく損害賠償を求めている。

本件判決は、致死性不整脈を含む脳・心臓疾患は、発症前2か月ないし6か月間にわたって、1か月当たり概ね80時間を超える時間外労働が認められれば業務と発症との関連性が強いと評価できるとした上で、死去した元従業員の致死性不整脈の発症前の2か月間の平均は93時間11分、（3～5か月間の平均略）、発症前6か月間の平均は112時間35分であるとし、元従業員の業務は過重な業務であり、致死性不整脈との関連性は強いとした。また、元従業員の既往症（虚血性心疾患等）については、自然経過によって致死性不整脈を発症させるほど進行していたと窺わせる事情は認められないとした。その上で、元従業員の上司が、元従業員の労働時間が長期にわたり長時間に及んでいるにもかかわらず、具体的な改善策を講じなかった上、退勤時間が遅くなっている理由については特段の聴取すらしなかったこと等より、会社に対し安全配慮義務違反を認め、また、会社代表者らには、会社の安全配慮義務は会社代表者らの業務執行を通じて実現されるべきものであること、元従業員の上司から報告を受けることで元従業員の労働時間等を認識し得たこと、それらにより、会社代表者らは会社が適宜適切に安全配慮義務を履行できるよう業務執行すべき注意義務を重大な過失により放置したとして、会社法429条1項により会社と同一の責任を負担するのが相当とした（ただし、後述の理由により損害賠償額を3割控除している）。

本件においては、会社側も、元従業員の労働時間についていくつかの具体的な主張をなして

おり、例えば、店長業務に要する時間は概ね定まっており、これを超えて勤務していた元従業員は漫然と在店していたといった主張も行っていたが、本件判決は、一店舗の店長のみを務めていた時期と、他の店舗の店長（ただし実質的な店長は他に存する）も兼務していた時期との労働時間の差異と、後者の時期における元従業員の業務（実質的な店長の先輩店長としてアドバイスをすることがあった等）等を理由に、会社の上記主張を斥けた。また、本件では、元従業員の基礎疾患が最も有力な原因となって死亡に至ったとする医師からの意見書も出ていたが、本件判決は、同意見書は心筋梗塞の再発の可能性を指摘するに過ぎず、元従業員が長時間労働の影響なしに致死性不整脈を発症したと認めるには足りない等と説示し、上記意見書による会社主張を採用しなかった。

実務において、労働者の労働時間の把握については、当該労働者が職務の必要で職場にいるのか、漫然と職場にいるのか、という点が問題になることは少なくない。もっとも、労働者の労働時間は使用者が把握しうることで、それにより使用者としては長時間労働の原因の調査・事情聴取を通して、長時間労働を減少する措置を講ずることが期待されていること等に鑑みれば、使用者は、それこそ漫然と対応せずにおくことは危険が大きい。なお、本件判決は、損害賠償額を3割削減しているが、その理由として、元従業員の有していた危険因子（高脂血症等）のみならず、死去前の最後の1か月は労働時間が減少していたこと（時間外労働も80時間を切っていた）、本人の喫煙等の行動があげられており、特に労働時間の削減については、会社側も打つべき手を打ちつつあったことが伺える。即ち、あと数か月、死去までに時間を経れば、致死性不整脈と業務の関係が存しなかったかも知れず、その意味では、元従業員のみならず会社側にとっても、不運な事例であったとも思われる。

（弁護士・岡芹 健夫）